

自己資本充実の状況等

自己資本に関する事項

(1) 自己資本調達手段の概要

平成28年度末の自己資本額のうち、当金庫が積み立てているもの以外のものは、地域のお客様からお預りしている出資金が該当します。

(2) 自己資本の構成に関する事項

	平成 27年度	経過措置による 不算入額	平成 28年度	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	9,119		9,421	
うち、出資金及び資本剰余金の額	475		483	
うち、利益剰余金の額	8,663		8,957	
うち、外部流出予定額(△)	18		19	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	252		79	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	252		79	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	9,371		9,501	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1	1	1	0
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1	1	1	0
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	28	42	50	33
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	29		52	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	9,342		9,449	
リスク・アセット等(3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	62,299		62,128	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△12,107		△9,230	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	1		0	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、前払年金費用	42		33	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△12,151		△9,265	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,834		3,809	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	66,134		65,938	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)/(ニ))	14.12%		14.33%	

(注) 1. 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

■ 自己資本の充実度に関する事項

(1) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行なうことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。尚、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	平成27年度		平成28年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、 所要自己資本の額の合計	62,299	2,491	62,128	2,485
①標準的手法が適用されるポート フォリオごとのエクスポージャー	73,626	2,945	70,572	2,822
(i) ソブリン向け	366	14	393	15
(ii) 金融機関向け	6,534	261	7,962	318
(iii) 法人等向け	22,878	915	20,301	812
(iv) 中小企業等・個人向け	5,648	225	5,937	237
(v) 抵当権付住宅ローン	440	17	404	16
(vi) 不動産取得等事業向け	2,156	86	2,042	81
(vii) 3ヵ月以上延滞等	177	7	139	5
(viii) 出資等	4,496	179	2,597	103
(ix) その他	751	30	738	29
(x) 上記以外	30,175	1,207	30,055	1,202
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③複数の資産を裏付とする資産(所謂ファン ド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	750	30	744	29
④経過措置によりリスク・アセット の額に算入されるものの額	43	1	34	1
⑤他の金融機関等の対象資本 調達手段に係るエクスポージャーに 係る経過措置によりリスク・アセット の額に算入されなかったものの額(△)	12,151	486	9,265	370
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	14	0	29	1
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	17	0	13	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	3,834	153	3,809	152
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	66,134	2,645	65,938	2,637

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

(注) 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等です。

(注) 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。

(注) 4. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

(注) 5. オペレーショナル・リスクは、当金庫は基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法>

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

(注) 6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

■ 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散のほか、与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のための大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

信用リスク管理の状況については、信用リスク委員会やALM 委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常務会といった経営陣に対し報告する態勢を整備しております。貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当に関する規定」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ㈱格付投資情報センター (R&I)
- ㈱日本格付研究所 (JCR)
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ (S&P)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)

【用語解説】

「リスク・アセット」

リスクを有する資産（貸出金や有価証券など）を、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額

「繰延税金資産」

金融機関が不良債権の処理に伴って支払った税金が将来還付されることを想定して、自己資本に算入する帳簿上の資産。

会計上の費用（または収益）と税法上の損金（または益金）の認識時期の違いによる「一時差異等」を税効果会計によって調整することで生じます。

「リスク・ウェイト」

債権の危険度を表す指標。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用います。

「ALM (Asset Liability Management)」

ALMは、資産・負債の総合管理といい、主に金融機関において活用されるバランスシート上のリスク管理方法です。

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3か月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ 取引			
	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度
製 造 業	2,698	2,467	2,464	2,294	—	—	—	—	193	8
農 業、林 業	72	61	72	61	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	130	126	130	126	—	—	—	—	—	—
建 設 業	8,898	8,693	5,792	5,576	3,106	3,117	—	—	442	323
電気・ガス・熱供給・水道業	1,808	1,807	203	203	1,604	1,604	—	—	—	—
情 報 通 信 業	952	1,962	122	132	798	800	—	—	—	—
運輸業、郵便業	2,897	3,062	1,976	1,947	890	1,084	—	—	7	7
卸売業、小売業	5,720	5,203	4,018	3,710	1,600	1,400	—	—	8	7
金融業、保険業	41,802	47,735	3,243	2,990	13,085	12,084	—	—	—	—
不 動 産 業	8,759	9,591	3,977	4,108	900	1,099	—	—	30	30
物 品 賃 貸 業	3,493	3,695	3,293	3,595	200	99	—	—	146	145
学術研究、専門・技術サービス業	114	148	112	146	—	—	—	—	45	41
宿 泊 業	2,610	992	2,610	992	—	—	—	—	69	70
飲 食 業	456	558	456	558	—	—	—	—	166	165
生活関連サービス業、娯楽業	2,412	2,108	2,369	2,108	—	—	—	—	5	1
教育、学習支援業	260	245	260	245	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	2,609	2,500	2,609	2,470	—	—	—	—	30	18
その他のサービス	1,626	1,582	1,626	1,582	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	25,665	25,363	8,339	8,026	8,693	10,214	—	—	—	—
個 人	10,596	10,317	10,596	10,317	—	—	—	—	134	88
そ の 他	4,681	5,100	—	—	300	300	—	—	—	—
業 種 別 合 計	128,271	133,325	54,279	51,195	31,179	31,803	—	—	1,280	908
1 年 以 下	15,550	16,822	6,607	6,128	1,400	700	—	—	—	—
1年超3年以下	14,571	19,257	4,882	4,893	999	698	—	—	—	—
3年超5年以下	9,935	8,847	4,746	5,823	2,293	1,994	—	—	—	—
5年超7年以下	11,458	21,179	5,557	5,654	5,103	12,585	—	—	—	—
7年超10年以下	31,398	18,939	8,599	7,502	15,161	6,751	—	—	—	—
1 0 年 超	28,195	28,940	23,473	20,768	4,521	7,472	—	—	—	—
期間の定めのないもの	17,161	19,338	413	422	1,700	1,600	—	—	—	—
残存期間別合計	128,271	133,325	54,279	51,195	31,179	31,803	—	—	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

(注) 2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

(注) 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産等が含まれます。

(注) 4. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

(注) 5. 信用リスクエクスポージャー期末残高は、内訳の区分の合計とは必ずしも一致しない。

(注) 6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	平成27年度			平成28年度		
	一般貸倒引当金	個別貸倒引当金	合計	一般貸倒引当金	個別貸倒引当金	合計
期首残高	280	2,213	2,493	252	1,753	2,006
当期増加額	252	240	492	79	279	358
当期減少額	目的使用	371	371	—	337	337
	その他	280	328	608	252	224
期末残高	252	1,753	2,006	79	1,471	1,550

(注) 当金庫では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度
製造業	345	250	23	17	69	175	49	30	250	61	0	1
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	26	17	—	47	—	—	9	0	17	63	—	—
建設業	1,099	775	49	22	197	118	175	108	775	571	—	0
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	11	9	0	0	—	—	3	1	9	7	—	—
卸売業、小売業	141	152	60	159	0	—	49	48	152	262	0	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	24	35	10	1	—	—	0	1	35	34	—	—
物品賃貸業	92	100	9	8	—	—	1	1	100	107	—	—
学術研究、専門技術サービス業	33	32	3	1	—	—	4	4	32	30	—	—
宿泊業	81	85	11	2	—	—	7	6	85	80	—	—
飲食業	83	119	36	9	—	—	0	0	119	127	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	94	2	—	—	87	—	5	0	2	1	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	18	20	2	0	—	—	0	4	20	15	—	—
その他のサービス	2	22	22	0	—	—	2	5	22	17	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	156	131	10	9	15	43	18	9	131	87	—	0
合計	2,213	1,753	240	279	371	337	328	224	1,753	1,471	0	2

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

(注) 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額		エクスポージャーの額	
	平成 27 年度		平成 28 年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	26,785	—	25,894
10%	1,397	8,659	1,398	8,488
20%	3,685	25,695	3,490	34,154
35%	—	1,271	—	1,167
50%	6,816	1,772	7,778	931
75%	—	7,151	—	7,218
100%	6,500	33,562	7,370	32,359
150%	2,098	559	—	528
200%	—	—	—	—
250%	2,300	13	2,295	212
1,250%	—	—	—	37
合 計	128,271		133,325	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

(注) 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

(注) 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央精算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う主要な担保には、預金積金があり、担保に関する手続きについては、金庫が定める「融資事務取扱規程」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、政府保証と同様の信用度を持つ地方公共団体等があります。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「融資事務取扱規程」等により適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

(2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

信用リスク削減手法	平成 27 年度			平成 28 年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,603	3,177	—	1,754	3,672	—
①ソブリン向け	—	1,116	—	—	1,128	—
②金融機関向け	—	—	—	—	—	—
③法人等向け	992	132	—	1,140	142	—
④中小企業等・個人向け	607	1,928	—	613	2,401	—
⑤抵当権付住宅ローン	2	—	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
⑦3ヵ月以上延滞等	—	—	—	—	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

■ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

当金庫では、信託約款に基づいて投資信託会社へ委託している証券投資信託の一部について、委託会社が市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取り扱っている商品を保有しております。証券投資信託については、「余資運用基準」に定めている投資枠内での取り扱いとなっており、影響は限定的であります。

なお、長期決済期間取引は該当ございません。

与信相当額の算出に用いる方式	平成27年度		平成28年度	
	カレント・エクスポージャー方式		カレント・エクスポージャー方式	
	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度
派生商品取引合計	48	115	48	115
外国為替関連取引	48	96	48	96
株式関連取引	—	19	—	19
長期決済期間取引	—	—	—	—
合計	48	115	48	115
担保の種類別の額	平成27年度		平成28年度	
	該当ありません		該当ありません	

【用語解説】

「派生商品取引」

(=デリバティブ取引) 有価証券や通貨、金といった金融資産(原資産)の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品を指します。具体例としては、先物、先渡し、スワップ、オプション等が挙げられます。

■ 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には、証券の裏づけとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、有価証券投資の一環として購入したもので、オリジネーターに当たるものではありません。

当該証券投資に係るリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じて常務会、ALM委員会に諮り、適切なリスク管理に努めています。

また、証券化商品への投資は「余資運用基準」等に基づき適正な運用・管理を行っています。

(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセット額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法を採用しています。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引に係る会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

- (株)格付投資情報センター (R&I)
- (株)日本格付研究所 (JCR)
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ (S&P)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)

投資家の場合

イ. 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

A. 証券化エクスポージャー (再証券化エクスポージャーを除く)

該当ありません

B. 再証券化エクスポージャー

該当ありません

ロ. 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

A. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

該当ありません

B. 再証券化エクスポージャー

該当ありません

ハ. 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

該当ありません

■ 出資等エクスポージャーに関する事項

(1) 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価によって把握するとともに、ストレステストなど複合的なリスクの分析を実施し、定期的に理事会・常務会・ALM委員会へ報告しています。

また、リスクの状況は、定期的なモニタリングを実施するとともに、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

	平成27年度		平成28年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	495	495	496	496
非上場株式等	14,096	—	13,283	—
合 計	14,591	495	13,779	496

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。

(注) 2. 上場株式等には裏付資産が出資等エクスポージャーに該当する投資信託を含めています。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	平成27年度	平成28年度
売 却 益	35	85
売 却 損	350	229
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成27年度	平成28年度
評 価 損 益	418	161

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成27年度	平成28年度
評 価 損 益	該当ありません	該当ありません

【用語解説】

「ストレステスト」

例外的だが蓋然性のある事象（ブラックマンデー等）が発生した場合のリスクファクターが、金融機関の財務状況に与える潜在的な影響を検証する手法です。

■ 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク（BPV）の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響など、ALM管理システムや証券管理システムにより定期的に計測を行い、ALM 委員会で協議検討をするとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

●金利感応資産・負債

銀行勘定における金利リスクは、預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債について、金利変動により発生するリスク量をみるものです。

●金利変動幅

過去5年間の金利変動データに基づく統計処理（99%タイル値）によって求められる金利変動幅（金利ショック幅）を使用して金利リスク量を算定しています。

(3) 銀行勘定の金利リスク

(単位:百万円)

運用勘定			調達勘定		
区 分	金利リスク量		区 分	金利リスク量	
	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 27 年度	平成 28 年度
貸 出 金	529	535	定 期 性 預 金	26	134
有 価 証 券 等	381	493	要 求 払 預 金	8	90
預 け 金	27	88	そ の 他	0	0
そ の 他	9	16	調 達 勘 定 合 計	34	224
運 用 勘 定 合 計	946	1,134			
銀行勘定の金利リスク	912	909			

(注) 1. 要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、普通預金等の額の 50%相当額を 0～5 年の期間に均等に振り分けて（平均 2.5 年）リスク量を算定しています。

(注) 2. 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

銀行勘定の金利リスク (909 百万円) = 運用勘定の金利リスク量 (1,134 百万円) - 調達勘定の金利リスク量 (224 百万円)

■ オペレーショナル・リスクに関する事項

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。

当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク・システムリスク・法務リスク・風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、各種委員会において協議・検討し、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。

リスクの計測につきましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。